

令和2年度

第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

令和2年度第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 令和2年7月30日（木）

場所 さいたま共済会館 602会議室

出席者（11名）（敬称略）

須賀 敬史	本木 茂	木下 高志
青木 徹	田部井 勇二	菊地 伸
山崎 芙美夫	重川 純子	村田 俊彦
大野 夏美	小寺 智子	

欠席者（2名）（敬称略）

土屋 功一 増井 千恵子

事務局	北島	総務部長
	大久保	学事課長
	中崎	学事課副課長
	矢沼	高等学校担当主幹
	小野	幼稚園担当主幹
	小宮	専修各種学校担当主幹
	関口	高等学校担当主査
	半田	幼稚園担当主査
	堀口	専修各種学校担当主査
	青柳	高等学校担当主事
	田部井	幼稚園担当主事
	河原	専修各種学校担当主任

- 1 開 会
定足数を確認し、10時00分審議会を開会した。
- 2 委嘱状の交付
委嘱状が総務部長から新任委員に手交された
- 3 会長の選出
会長として村田俊彦委員が選出された。
- 4 諮問書の手交
諮問書（別紙1）が総務部長から会長に手交された。
- 5 議事録署名委員の指名
会長は、議事録署名委員として、山崎芙美夫委員、重川純子委員を指名した。

6 諮問事項
(1) 審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
令和2年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
令和2年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
令和2年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	

(2) 審議内容
別添「審議記録書」のとおり

- 7 閉 会
議長は、議事終了の旨を述べて、12時7分閉会を宣言した。

令和2年7月30日

議 長 村田 俊彦

議事録署名人

委 員 山崎 芙美夫

委 員 重川 純子

(別紙1)

学事第511号

令和2年7月30日

埼玉県私立学校助成審議会会長 様

埼玉県知事 大野 元裕

令和2年度私立学校運営費補助金配分の基本方針について（諮問）

埼玉県私立学校助成審議会条例第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 令和2年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針について
- 2 令和2年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針について
- 3 令和2年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針について

【審議記録書】

○司会 お待たせをいたしました。

本日は、大変お忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私、議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます、学事課副課長の中崎でございます。よろしくお願いいたします。

1 委嘱状の交付

○司会 今回は、今年度第1回の審議会となりますので、開会に先立ちまして、このたび委員に就任されました皆様に、北島通次総務部長から委嘱状をお渡ししたいと思います。

皆様のお席にお伺いをいたしますので、そのままお席でお待ちください。

〔対象委員に対して委嘱状交付〕

2 委員及び事務局職員紹介

○司会 続きまして、委員の皆様方から自己紹介をお願いいたしたいと存じます。

大変恐れ入りますが、須賀委員から時計回りに、全員の皆様方から順番にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○須賀委員 おはようございます。県議会議員の須賀敬史でございます。よろしくお願いいたします。

○木下委員 おはようございます。埼玉県議会議員の木下高志でございます。どうぞよろしくお願いいたします。申し上げます。

○本木委員 同じく県議会議員の本木茂でございます。よろしくお願いいたします。

○重川委員 埼玉大学の重川と申します。よろしくお願いいたします。大学では、教育学部の中の家庭科教員の養成のところにおります。よろしくお願いいたします。

○村田委員 村田と申します。前回から引き続いてということで、よろしくお願いいたします。

○大野委員 公認会計士の大野夏美と申します。よろしくお願いいたします。学校法人等の監査もやらせていただいております。よろしくお願いいたします。

○小寺委員 川越で弁護士をしております小寺と申します。よろしくお願いいたします。

○山崎委員 学校法人ワタナベ学園の山崎と申します。今回初めてですけれども、ひとつよろしくお願いいたします。

○菊地委員 学校法人わらび学園の理事長をしております菊地と申します。よろしくお願いいたします。

○田部井委員 川越の城西川越中学校・城西大学付属川越高等学校の校長の田部井です。よろしくお願いいたします。

○青木委員 学校法人開智学園の青木でございます。よろしくどうぞお願いします。

○司会 ありがとうございます。

なお、本日土屋功一委員、増井千恵子委員は、所用により御欠席でございます。
続きまして、事務局職員を紹介いたします。

また、改めての御紹介ですが、総務部長の北島通次でございます。

○北島総務部長 どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 続きまして、学事課役付職員を御紹介します。

学事課長の久保修次でございます。

○久保学事課長 よろしく申し上げます。

○司会 高等学校担当主幹の矢沼裕一でございます。

○矢沼高等学校担当主幹 よろしく申し上げます。

○司会 幼稚園担当主幹の小野祐一でございます。

○小野幼稚園担当主幹 よろしく申し上げます。

○司会 専修各種学校担当主幹の小宮鎮紀でございます。

○小宮専修各種学校担当主幹 小宮でございます。よろしく申し上げます。

○司会 高等学校担当主査の関口智子でございます。

○関口高等学校担当主査 よろしく申し上げます。

○司会 幼稚園担当主査の半田博幸でございます。

○半田幼稚園担当主査 よろしく申し上げます。

○司会 専修各種学校担当主査の堀口忠芳でございます。

○堀口専修各種学校担当主査 よろしく申し上げます。

○司会 冒頭でも御挨拶申し上げましたが、私は学事課副課長の中崎善匡でございます。どうぞよろしく申し上げます。

3 総務部長挨拶

○司会 開会に先立ちまして、北島総務部長から御挨拶を申し上げます。

○北島総務部長 改めまして、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
総務部長の北島でございます。

埼玉県私立学校助成審議会委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の私学行政はもとよりでございますが、県政全般にわたりまして多大な御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼を申し上げたいと存じます。

また、今回新たに御就任いただきました9名の委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、委員の職をお引き受けいただきましたこと、改めて御礼を申し上げたいと存じます。

さて、今年度につきましては新型コロナウイルス感染症の影響で、県から臨時休業ですとか、再開後における感染症対策の徹底などをお願いしてまいったところでございます。私立学校の関係者の皆様方には、適切な御対応をいただいておりますことに深く感謝申し上げたいと存じます。

御案内のとおり、私立学校は公立学校と並んで公教育の一翼を担っております、本県の教育において大変重要な役割を果たしていただいております。このため、県ではこれまでも私学教育を推進し、教育条件の向上や保護者の経済的負担の軽減、そして学校経営の安定を図ることを目的といたしまして、私立学校運営費補助金を交付してまいったところでございます。

本審議会につきましては、その運営費補助金のさらなる適正化、そして効率化を図っていくために、配分の基本方針等について御審議をいただいているものでございます。委員の皆様方の貴重な御意見を参考にさせていただきます、運営費補助金がより大きな効果を発揮できるよう配分に努めてまいりたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの分野での御経験を踏まえて、様々な見地から御審議、そして御意見を賜りますようお願い申し上げまして、私からの冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

4 開 会

○司会 それでは、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項に定める定足数を満たしておりますので、ただいまから令和2年度第1回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。

5 会長の選出

○司会 最初に、現在空席となっております会長及び会長代理の選出をお願いしたいと存じます。

会長の選出につきましては、条例第5条第1項により、委員の互選により定めることとなっております。

現在、会長及び会長代理が空席でございますので、事務局の方で進行させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○司会 ありがとうございます。

会長互選の方法につきましては、埼玉県私立学校助成審議会管理運営要綱第4条により、単記無記名投票または指名推選とすると規定されております。

会長の互選に関しまして、委員の皆様から何か御発言がございましたら、お願いいたします。お願いします。

○田部井委員 大変僭越でございます。田部井と申します。

ここにいらっしゃる方はどなたもふさわしい方ばかりでございますが、埼玉県の私学に精通して

おりまして、既に会長職を1期務めていらっしゃる村田委員を会長に推薦したいと存じますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○司会 異議なしということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○司会 それでは、指名推薦という形で取り扱わせていただきまして、村田俊彦委員を会長とすることで決定をいたしました。

それでは、村田会長、会長席の方に御移動をよろしく願いいたします。

6 会長挨拶

○司会 それでは、ここで村田会長から御挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○村田会長 では、改めまして、皆さんおはようございます。ただいま委員の皆様方から会長に御推挙いただきまして、ありがとうございます。前回から引き続いて2期目ということでございますけれども、改めて審議会の会長としての大きな職責に身の引き締まる思いであります。

御案内のように私立学校助成審議会は、知事の諮問に応じ、私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分の基本方針について御審議いただく場でございます。それぞれのお立場から貴重な御意見をいただきまして、実りある議論を尽くしていただきたいと思っております。

議事の公正中立な運営を心がけてまいりたいと思っておりますので、何とぞ皆様方の御協力をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

7 会長代理の選出

○司会 続きまして、条例第5条第3項に定めるところにより、会長代理の指名を会長からお願いいたします。

○村田会長 会長代理につきましては、学校関係者の中で最年長で経験の豊富な青木徹委員に改めてお願いをしたいと思います。

○司会 青木委員、いかがでしょうか。

○青木委員 はい、よろしく申し上げます。

○司会 ありがとうございます。

御了承をいただきましたので、青木委員が会長代理に決定をいたしました。

8 諮問書の手交

○司会 続きまして、北島総務部長から会長に諮問書をお渡しいたします。

〔会長に諮問書を手交〕

○司会 続きまして、委員の皆様には事務局から、今お渡しいたしました諮問書の写しを配付させていただきます。

〔委員に諮問書を配付〕

○司会 それでは、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

9 議事録署名委員の指名

○村田会長 それでは、条例第6条第1項に基づきまして、私が議長として議事を進めてまいります。

議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定により、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。山崎英美夫委員、重川純子委員、以上お二方をお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、会議の公開等につきまして、委員の皆さんにお諮りしたいと思います。条例第7条では、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる」と規定しております。今回の会議につきましては、公開とすることによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田会長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、傍聴者について事務局の方からお願いします。

○事務局 本日の傍聴者は、1名でございました。入場させていただきます。

〔傍聴者入場〕

10 諮問事項（3件）

（1）令和2年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）

運営費補助金配分の基本方針について

（2）令和2年度私立学校（幼稚園）

運営費補助金配分の基本方針について

（3）令和2年度私立学校（専修学校・各種学校）

運営費補助金配分の基本方針について

○村田会長 それでは、審議に入りたいと思います。

今回は、先ほどいただきました諮問事項の3件でございますけれども、これらを一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 改めまして、学事課長の久保でございます。本日は第1回目の審議会でございますので、私立学校助成審議会の役割と基本的な考え方につきまして、最初に確認させていただきたいと存じます。失礼して着席して説明させていただきます。

それでは、まずお手元の資料1、こちらを御覧いただければと思います。資料1「私立学校運営費補助金配分の基本方針について」でございます。

まず、「1 私立学校運営費補助金交付の目的」でございます。私立学校運営費補助金交付の目的につきましては、「私立学校の教育条件の維持、向上」、「在学する生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減」、それから「私立学校の経営の健全性の向上」、この3つを目的としております。

次に、「2 私立学校運営費補助金配分の基本方針」でございます。運営費補助金につきましては、毎年度、予算編成において県議会の御議決をいただき総額を決定してございます。それを学校ごとに配分していくこととなりますけれども、ここで言う基本方針につきましては、資料に記載のとおり、「その配分方法の見直しの考え方について明示するとともに、配分に当たっての基本的な方針を定めるもの」でございます。そして、基本方針につきましては、知事の諮問に応じまして、この私立学校助成審議会の場において御審議をいただくこととなっております。

次に、「3 期待される効果」でございます。審議会でのオープンな審議を経ることで、補助金配分の透明性と公平性が向上いたします。また、配分の内容を早期に、かつ分かりやすく学校に提示することで、配分に沿った学校運営がしやすくなり、補助金の効果が高まることとなります。

次のページを御覧いただければと思います。資料の2でございます。「令和2年度私学助成について」でございます。これは、私立学校振興のための主な助成制度の枠組みを整理したものでございます。こちらの2つの補助制度につきましては、一番上に記載してございますとおり、私学助成の2本柱として活用いただいているものでございます。左側、こちらが教育条件の維持向上などのために、学校に支給する運営費補助、右側につきましては、授業料など経済的負担の軽減のために、保護者の所得に応じて支給する父母負担軽減事業補助となっております。

恐れ入ります。次のページを御覧いただければと思います。具体的な金額等が入っている資料になります。主な項目について御説明を申し上げます。まず、運営費補助金の予算総額でございますけれども、一番下、字が小さくて恐縮ですが、総合計にございますとおり、総額で356億7,875万8千円でございます。

また、上に戻りますが、学種の欄の上から3段目、高等学校（全日制課程）を御覧いただければと思います。補助総額につきましては、小計の欄にございますとおり、160億6,491万3千円、生徒1人当たりの補助額にしますと、左側の欄にございますとおり、30万6,658円となっております。

次に、学種の上から5段目、幼稚園（学校法人立）を御覧いただきたいと思います。補助総額は、162億9,270万5千円、園児1人当たりの補助単価に直しますと、19万607円となっております。

最後に、学種の上から8段目になります。専修学校（高等課程）を御覧いただきたいと思います。補助総額は3,204万6千円、生徒1人当たりの補助額は、8万1,750円となっております。

その下の段、専修・各種学校（専門課程等）につきましては、補助総額が3億2,615万円、生徒1人当たりの補助単価につきましては、2万5千円となっております。

恐れ入ります。次のページを御覧いただければと思います。こちらは「令和2年度 全日制高校の父母負担軽減制度について」の資料でございます。私立高校におきます保護者の経済的負担の軽減を図るため、埼玉県では、父母負担軽減制度を実施しております。この図は、縦軸が支給額、横軸がモデル世帯における目安年収となっております。一番上段が学校納付金以外の教科書ですとか学用品費等への補助である奨学のための給付金、上から2段目が施設費等納付金への補助、その下の段、こちらが授業料への補助、一番下の段が入学金への補助で構成されております。

上から3段目の授業料の補助の図、こちらを御覧いただければと思います。授業料補助は、国の就学支援金と埼玉県の上乗せの補助で構成されております。上から2段目の施設費等納付金、一番下段の入学金は、県単独の補助、一番上の奨学のための給付金は、国3分の1、県3分の2の財源内訳となっております。なお、上部の変更点のところに記載のとおり、県単独の補助につきましては、年収約720万円未満の世帯まで授業料の実質無償化の対象を、今年度から拡充したところでございます。

なお、資料にはございませんけれども、父母負担軽減事業補助につきましては、生徒1人当たりの補助単価が9万4,582円でございます。これは全国比較をいたしますと、全国第4位の水準ということになります。埼玉、千葉、東京、神奈川、1都3県で比べましても、神奈川県は全国第6位、千葉県の全国第10位を上回りまして、東京都の第2位に続いている状況でございます。

私学助成全体について御説明するということで説明させていただきました。今回につきましては、運営費補助金の予算の総額を具体的にどのように学校に配分していくかという基本方針について、御審議をいただきたいと考えております。この後、各担当から詳細について説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 改めまして、高等学校担当の矢沼と申します。私からは、小・中・高等学校の運営費補助金配分の基本方針を御説明いたしますので、お手元の資料3—1を御覧いただきたいと思います。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

本日は、第1回目の開催でございますので、まず現行の基本方針について御説明いたします。その後、学校関係者へのヒアリングなどを踏まえました、基本方針の改正に向けた課題等を整理いたしました検討の視点について御説明いたします。この検討の視点につきまして、委員の皆様は、改正に当たっての考え方や方向性の妥当性などにつきまして御審議いただきまして、次回、第2回目の審議会の場では、いただきました御意見を反映いたしました基本方針の改正案をお示しさせていただきます。

それでは、まず資料3-1、現行の基本方針でございます。「1 配分の基本的な考え方」でございます。配分に当たりましては、基礎配分と政策誘導配分の2つの配分枠を設け、それぞれの枠の中に必要な要素を組み入れ、補助効果を最大にするように努めております。上の四角の「基礎配分」とは、人件費や光熱費などの経常的経費に対し、予算の範囲内でその一部を補助するもので、まさに学校運営の根幹を支える支出に対する補助となっております。「政策誘導配分」とは、教育条件の向上など、県の進める私学行政への誘導を促進するものでございます。

次に、「2 基礎配分」の(1)高等学校を御覧ください。高校では、補助対象経費方式を採用しております。前年度の生徒や教職員数に応じた支出状況、つまり前年度の決算書の額に基づき一定割合を補助しており、経営実態を反映しやすい配分方式でございます。左の配分項目としましては、決算書から①人件費や②教育研究経費などの支出額を抽出し、これに補助率を乗じ補助額を算出しております。

次に、(2)中学校と(3)小学校です。生徒1人当たりの補助単価を設定しまして、生徒数を乗じて補助額を決める単価方式という配分方式を採用しており、大変簡素化されており、分かりやすい配分となっております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきたいと思っております。2ページ目の「3 政策誘導配分」について御説明いたします。まず、①生徒納付金水準補正でございます。授業料などの生徒納付金を低い額で運営する学校に加算し、高額な学校は減算する。そうすることで保護者の教育費負担の軽減を図るものでございます。

次に、②小規模校加算です。生徒数が720人以下の小規模校に加算することで、学校運営の安定化を図ろうとするものでございます。

次に、③学級規模補正です。高等学校設置基準等において、原則1学級40人以下と定めがありますので、40人以下で運営する学校に加算し、小規模学級を誘導いたします。

次に、④学校関係者評価実施加算です。保護者や地域住民などが授業の取組を評価し、学校運営の質の向上に取り組む学校に加算し、積極的な実施を促します。

次に、⑤本務教員充足加算です。本務教員とは、週5日以上勤務する校長先生や教員のことです。本務教員1人当たりの生徒数が少ない学校へ加算することで、本務教員の充足を誘導し、教育環境の向上を目指します。

次に、⑥特色教育促進加算ですが、海外留学など特色ある教育を行う学校に加算し、促進を図ります。

次に、⑦ICT環境整備推進計画策定加算です。一定の年次目標を定めたICT環境整備推進計画を策定した学校に加算し、ICT環境整備の促進を図ります。

最後に、⑧定員超過調整ですが、定員超過の学校を減算し、収容定員の遵守を促すことで適正な学校運営を確保しようとするものでございます。

なお、欄外の米印でございますが、小学校は、⑥特色教育加算及び⑧定員超過調整の2項目としております。これは、県内の小学校が5校と少ない点、各校1クラスの児童数がおよそ30人であり、既に少人数学級が行われている点などを考慮しまして、基礎配分に重点を置いた配分としております。

米印の2つ目、中学校は、②の小規模校加算を適用しませんが、これは高校と比較しまして、学校ごとの規模が小さい点を考慮しております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、資料3—2「配分の基本方針に係る検討の視点（小学校・中学校・高等学校）」を御覧ください。検討の視点としては3点ございます。

まず、1点目でございます。学校独自の新型コロナウイルス感染症対策等の支援についてでございます。まず、現状でございますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、その防止策として各学校は約3か月という長期の臨時休業を余儀なくされました。学校再開後は、遅れてしまった生徒の学習支援の対策を取りつつ、さらなる徹底した感染防止策が求められており、また第2波あるいは第3波が到来した場合などの事態であっても、児童生徒の学びを継続するなど、柔軟に対応できる体制を整えなければならないという現状でございます。

その下の課題でございます。国の補正予算などによる各種支援策も打ち出されておりますが、多様性や独自性のある私立学校にとっては、必ずしも現場のニーズや補助要件に合致しているとは限らず、用意された支援事業の補助対象とならないケースや、十分な対応ができないケースも想定されております。新型コロナウイルスの今後の蔓延状況が不透明な中、それぞれの学校のニーズに応じた適時適切な新型コロナウイルス感染防止策が行えるように支援できないか。この考え方や方向性につきまして、御意見や御審議をお願いできればと思います。

次に、資料3—2の2ページでございます。2点目は、ICT環境整備推進計画策定加算についてでございます。まず、現状でございます。各学校においてICT環境を計画的に整備していくために、目標や年度計画を整理し、新学習指導要領の施行に間に合うような整備促進を目的とし、平成30年度から計画を策定した場合に加算を創設し、1校当たり200万円の加算を行っております。昨年度、国は新学習指導要領の施行より前倒ししてICT環境整備を進め、いわゆる1人1台端末を前提としたGIGAスクール構想を打ち出しましたが、今年度はさらに新型コロナウイルスの影響による家庭学習の支援などを契機としまして、補正予算等によりICT環境整備をさらに加速する支援を行うこととしております。こうしたことから、各学校の機器整備は加速している状況でございます。

こうした現状を踏まえまして、下の課題でございますが、ICT機器整備を一定程度終え実践段階に入っている学校では、機器の操作の習得やICTを活用した授業の改善、機器の設置準備等、学校内に新たに業務負担が発生しております。しかし、その一方で、各学校の対応状況や教員の対応能力にはばらつきがあるという指摘もございます。当然ではございますが、こうしたICT機器

は導入することが目的ではなく、有効活用し、より深い学びを実現することが本来の目的でございます。

課題の2つ目の点ですが、従来の計画を策定したことに対する加算を見直し、導入した機器を有効活用してもらうため、教員を支援する専門員の配置や、ICTを有効活用するための教職員研修などのソフト面の支援はできないか。さらに、課題の一番下でございます。ICT機器を有効活用した新しい教育がより進むように、機器を活用する新たな取組、例えば主体的、対話的な学習につながる双方向や協働型のオンライン授業などや、私立学校の特色を出す意味でも、特色ある取組を行う学校の支援ができないか、御審議をお願いするものでございます。

続きまして、3ページでございます。高等学校の基礎配分の本務職員についてでございます。現状でございますが、社会の急激な変化が進む中で、学校教育の改善、充実が求められております。また、学習指導のみならず、学校が抱える課題がより複雑化、困難化しており、教員の負担が増加していると言われております。こうした中、教員の負担を減らすための様々な取組の一環として、学校における教員以外の外部人材の活用などが推進されております。例えば、国はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員など様々な専門家、教員でない人材のいわゆる外部人材の活用を推進している状況でございます。

現状に対しての課題でございますが、現行の人員費の基礎配分における人員費の配分基準では、本務職員人員費に配分上の職員数の上限を設けております。例えばなのですけれども、定員240名の学校は4人、480名の学校は5人までとなっており、この上限を超える職員は配分上の考慮がないという形を取っております。これは、過去の設置基準上の事務職員の最低配置必要数を基に上限を設定したものでございます。つまり、本務職員はほぼ事務職員だという前提がございました。

課題の2つ目の点でございますが、過去の配置基準を基にした上限設定は、外部人材の活用など教員の負担を減らすための学校の働き方改革が求められる昨今では、学校に常時勤務する職員は事務職員に限らず、多種多様となっておりますので、時代のニーズに合っていないと思われれます。本務職員の上限人数を緩和もしくは廃止することで、専門的スキルを身につけた人材を本務職員として採用することを促進し、教員の負担を減らすなど、それぞれの学校の実情に合った適切な人員配置を推進できないか、御審議、御意見をいただければとお願いするものです。

高等学校については以上でございます。よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、幼稚園担当の小野でございます。私からは、「令和2年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針について」、御説明申し上げます。大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。

幼稚園担当からは、資料4-1と4-2を使って説明させていただきます。最初に、現行の基本方針でございますが、資料4-1を御覧ください。資料4-1「令和元年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針」でございます。まず、「1 配分の基本的な考え方」でございます。幼

幼稚園におきましても、「基礎配分」と「政策誘導配分」、この2つの配分枠を設けまして、それぞれの配分枠におきまして必要な要素を組み入れる方式を取っております。

「2 基礎配分」でございます。配分項目としては、①の園児数割から⑤の満3歳児数割、この①から⑤の5項目を設定しております、それぞれ補助単価に対象数を掛けまして配分額を算出するという単価方式を採用しております。

基礎配分のうちの①園児数割でございますが、こちらは補助単価に定員内の園児数を掛けまして得ました額を配分しております。

②の園割は、こちらは全ての幼稚園に一律に定額の加算額を配分するものでございます。

③の常勤教員割でございますけれども、こちらは各幼稚園の実学級数、クラス数に、園児数に応じまして、大きい幼稚園ですと3人加えるなどの標準の教員数というのを算出しまして、その標準の教員数に補助単価を掛けまして得た額を配分するものでございます。

④の常勤職員割でございますけれども、こちらの方は3人を上限とした常勤職員数を、補助単価を掛けまして得た額を配分するものでございます。

⑤の満3歳児数割でございますけれども、こちらの方は補助単価に1月の始業日現在の満3歳児の数を掛けまして得た額を配分するものでございます。

続きまして、「3 政策誘導配分」でございます。政策誘導配分は、①から⑪まで全部で11項目ございまして、①から⑧の人材確保加算、こちらの方は加算によりまして算定するものです。後ろの方、⑨から⑪までは減算によって政策誘導を図るものでございます。

最初に、資料4—1の3の政策誘導の①でございますけれども、3歳児保育促進加算でございます。こちらの方は3歳児でございますので、きめ細かな対応が求められます。そのため、3歳児クラス、いわゆる年少さん、こちらの方を担当する教員数に応じて加算をさせていただいております。

②のティーム保育促進加算でございますが、4歳と5歳、いわゆる年中さんと年長さん、こちらの方のクラスで、正担任の先生以外に補助の教員を配置している場合に加算するものでございます。

続きまして、1ページ一番下、③の園児納付金抑制加算、こちらの方は後で若干の見直しの方をお諮りしたいと考えております。この園児納付金抑制加算でございますけれども、こちらの方は園児納付金、入園料ですとか、月々の保育料ですとか、そうした総額の園児納付金が県平均額から算出しました基準額以下に抑えられている場合、園児納付金が安い場合、そういった場合は基準額に対して納付金の水準が低くなればなるほど、傾斜配分の加算をするというものでございます。

続きまして、資料4—1、2ページでございます。一番上の④1種免許状保育促進加算でございます。こちらの方は、幼稚園教諭の1種免許を保有する常勤教員数に応じまして加算配分するものでございます。

⑤の小規模園加算、こちらの方は実員園児数が150人以下、そういった小規模の幼稚園に対しまして一定額を加算配分することで、規模の小さい幼稚園の経営の安定化を図るものでございます。

⑥の安全管理対策加算でございます。こちらの方は、防犯ですとか事故防止、こういった園児さんの安全管理対策に取り組む幼稚園に、その必要経費に応じまして一定額を配分するものでございます。

⑦の学校関係者評価加算、こちらの方は学校関係者評価を実施する幼稚園に加算するものでございます。

⑧人材確保加算、こちらの方は合同就職説明会、例えば県と幼稚園連合会がそういった合同就職説明会、幼稚園を志望する学生向けに就職説明会を年1回開催しているのでありますけれども、こちらの方に参加した幼稚園に、ブースを設けた幼稚園に一定額を加算するものでございます。

⑨からは減額調整の項目でございますけれども、⑨の定員超過調整、こちらの方は収容定員を超える幼稚園に、超えた分に応じまして基礎配分額から一定額を減算するものでございます。

⑩の高額給与調整、こちらの方は県内の私立幼稚園の園長の平均年収の1.5倍を超える給与を受ける教職員がいる場合につきましては、その超える額を減算するというものでございます。

最後、⑪剰余金保有調整でございますけれども、こちらの方は学校法人の財務計算書における剰余金、その額が3億円を超えるという比較的経営上の余裕がある法人につきましては、基礎配分の剰余金の額に応じまして一定率の額を減算するものでございます。

続きまして、資料4—2、今年度の配分の基本方針に係る検討の視点ということで、見直しを行いたい点をお諮りしたいと考えております。大きく2つございます。1点目は、「園児納付金抑制加算の見直しについて」でございます。まず、上半分、前半の現状でございますけれども、この園児納付金抑制加算の継続につきましてお諮りしたいと思っております。園児納付金抑制加算は、園児納付金が県平均額以下である場合に、納付金の金額に応じて加算配分するというものでございます。園児納付金が県平均額以下に低く抑えられていればいるほど、補助金で幼稚園を支援するという形になっております。

①のうちの2番目のポツでございますけれども、本県の園児納付金は平成22年度を100%としますと、令和元年度は38万5,255円でしたので、伸び率としては約3.9%ということになっています。それに対して全国平均を見ますと、14.4%ということになりますので、本県の幼稚園の園児納付金の伸びは、全国平均に比べますとかなり抑えられていると。これは補助金の効果だけではなくて、各幼稚園の経営努力も当然あるとは思いますが、この加算の効果というものが一定程度見られているのかなというふうに考えております。

この園児納付金抑制加算は、保護者負担の軽減のために行っておりまして、その保護者負担についてなのですが、昨年10月から幼児教育の無償化が始まっております。この無償化に関連して、1ページ、課題の①園児納付金抑制加算の存続についてというところでございますけれども、幼児教育の無償化は、上限額の年額にいたしますと、30万8,400円となっております。先ほど園児納付金は、本県の平均額は38万円を超えると、38万5,255円というふうに申し上げましたけれども、そ

の額は上限額を上回っているといったところになります。差し引くと、8万円ほど保護者負担が残っているという形になっております。保護者負担の軽減というのが無償化の趣旨でございますので、そこからなるべくこれからも逸脱しないようにするためには、引き続き園児納付金を抑制していく必要があるというふうに考えております。したがって、一定程度園児納付金の抑制に効果が見られるこの園児納付金抑制加算を、引き続き継続させていただきたいというふうに考えております。

次に、この園児納付金抑制加算存続について、もう一つ見直しの視点といたしまして、圏央道以南と以北の地域に分けることについてお諮りしたいというふうに考えております。課題の②ということで上げさせていただいておりますけれども、それにつきましては、資料4-2の後ろの方に色つきの埼玉県の地図を2枚つけさせていただいております。

その前に、申し訳ございません。参考資料2ということで、令和元年度の幼稚園の運営費補助金の配分基準の詳細を書いたものをつけさせていただいております。参考資料2でございます。その参考資料2の下の方にページ振ってありますけれども、2ページをお開きいただければと思います。参考資料2の2ページ目です。その後半の方に園児納付金抑制加算についての記載がございます。右側の欄の方に大きく2つの表があるのが御覧いただけると思うのですが、上段の方が、こちらが圏央道の北側にある幼稚園について適用している加算の表でございます。それに対しまして下段、下の方が圏央道以南の地域の幼稚園に適用している補助金の単価を表すものでございます。このように圏央道の以北と以南、それぞれ地域に分けて補助金の単価を変えているという形になっております。すみません。

それでは、先ほどの資料4-2の後ろの方についております色つきの地図にお戻りいただきまして、地図を御覧いただけますでしょうか。1つは、平成25年度の私学助成、つまりこの運営費補助金を受けている幼稚園の園児納付金を市町村別に色分けして、市町村別の平均額を色分けして表したものでございます。赤色、暖色が強ければ強いほど園児納付金の平均が高い、一方で青色、寒色が強い市町村ほど園児納付金の平均額が安いということを表しております。これは県南、東京に近ければ近いほど赤色に近い、園児納付金が高い傾向になっているというのが、おおよその傾向としてお分かりになるかと思います。これは平成25年度、つまり圏央道以南と以北で分けることを始めた当時の状況でございます。

圏央道を表しているのが二重線で走っておりますけれども、その沿線上ピンクのラインが市町村境に走っていると思うのですが、この上、下、ピンクの線より北側、南側で単価を少し分けていたという形になっております。当時はピンク色の線が入間市とか鶴ヶ島市あるいは北本市、この3市をちょうど走っておりますけれども、この3市が県平均額が近かったという状況でありましたので、圏央道で北と南に分けて、それぞれの状況に応じた加算額を設定しておりました。

続きまして、次に後ろの今度は令和元年度の状況でございます。概要を見ますと、先ほどの25年と比べますと、圏央道の上側、北側の方で色がなくなっている。これは運営費補助金の交付を受け

る幼稚園が、市内、町内、村内にないあるいは1園しかないといったところは、色を抜いております。県北の方が、この6年から7年間の間に私学助成、つまり県から補助金を受けるというところから、認定こども園とか、あるいはそういったところに移行しまして、子ども・子育て支援法、法律に基づいて市町村から交付金を受けるという形に形態を変えまして、それで運営費補助金の対象ではなくなったといったところが、県北で多くなっているといったところがお分かりいただけたと思います。

したがって、この運営費補助金の交付を受ける補助金は、県南にさらに寄っているといった形が多くなっております。県平均額で見ますと、先ほどは入間市、鶴ヶ島市、北本市の間が、この3市が県平均が近かったのですけれども、今では所沢市ですとか富士見市辺り、この辺まで県平均に近い市町村が南下しているといった形にもなっております。

それでは、資料4-2の1ページ、課題の②、今御説明させていただきました圏央道以南、以北で分けることについてでございますけれども、課題の②の2つ目の黒ポツでございますけれども、こういった形で平成25年以降、圏央道以南と以北で地域を分けて加算単価を設定しておりましたけれども、これをやめまして、幼稚園が県北、県南どちらの地域にあるかによらずに、県北も県南も県の平均額を踏まえまして加算額を設定したいといったところで、今後加算の算定を行っていききたいといったところでお諮りしたいというふうに考えております。

次に、資料4-2の2ページ目でございます。園児納付金抑制加算に続きまして、2つ目、「新型コロナウイルス感染症対策の支援について」御説明させていただきたいと考えております。新型コロナウイルス感染症対策として、県は私立幼稚園に5月末まで臨時休業を要請しておりました。その後、再開後も感染防止策の徹底が求められておりまして、幼稚園の負担増が見込まれております。

続きまして、課題でございますけれども、国による第1次補正予算及び第2次補正予算によりまして、マスク、消毒液、そういった保健衛生用品に加えまして、感染症対策を徹底するために業務量が増えるといったところへの対応についても補助対象となっております。ただ、課題の4番目の黒ポツでございますけれども、園バスの増便ですとか、あるいは保育動画の配信、オンライン保育、こういった取組につきまして、国の補助対象とならないケースも考えられるといったところがございます。そういった国の補助金では賄い切れない部分が今後出てくるといった想定がございます。そういった補助の対象にならなかった部分について、こちらの運営費の方で加算を設けまして、対策のなり切れなかった部分について、カバーできないかといったところをお諮りさせていただきたいと考えております。

幼稚園についての説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○事務局 続きまして、専修各種学校担当でございます。(3)専修学校・各種学校の運営費補助金配分の基本方針について御説明をいたします。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

資料は、お手元の5-1を御覧いただきたいと思います。まず、現行の基本方針について御説明

をいたします。資料5—1の1、一番上の「配分の基本的な考え方」につきましては、人件費や光熱費などの経常的経費を対象とした基礎配分を主に、併せて政策誘導のための配分を行うというものでございまして、既に御説明をいたしましたほかの学種と同様の考え方でございます。

続きまして、その下、「2 基礎配分」というところを御覧いただきたいと思います。基礎配分につきましては、専修各種学校につきましては、①の生徒数割、②の教職員数割を設けておりまして、生徒数、教職員数、人数に応じた配分をしているものでございます。シンプルで学校の規模に応じた配分額となるように設定をしております。

次に、「3 政策誘導配分」というところを御覧ください。政策誘導配分については、現在以下の6項目から成り立っております。まず、①専任教員充足加算でございますが、こちらは国の基準を超えて専任教員を配置している学校に対して、加算配分をするものでございます。あわせて、専任教員1人当たりの生徒数の少ない学校に加算をするということでございまして、より多くの専任教員の配置を誘導し、教育環境の向上を目指すものでございます。

次に、②で安全管理・施設整備加算でございますけれども、こちらは安全管理対策や施設整備に取り組む学校に加算することで、学校における安全管理の徹底を図るものでございます。

次に、③でございますが、学校評価公開加算でございます。こちらは学校教育法等で実施に努めることとされている学校関係者評価を実施し、その内容を公表しているところに対する加算でございます。開かれた学校運営の取組の拡大を誘導するものでございます。

続きまして、④教員資質向上加算でございますけれども、こちらは教員の資質の向上を図るため、学校が教員を外部研修等に派遣し、その参加費を負担した場合に、補助金を実費に応じて加算するものでございます。

次の⑤職業実践専門課程認定加算でございますけれども、こちらは専門学校の制度で職業実践専門課程というのがございますけれども、国の認定を受けて企業と連携した実践的職業教育を推進する職業実践専門課程を設置している専門学校の取組を支援するものでございます。

最後に⑥学校医配置加算でございますが、こちらは保健管理体制の充実を図るために、学校医が保健計画等の立案に参加している場合に加算するものでございまして、昨年度新たに設けた加算でございます。

続きまして、次のページの資料5—2を御覧いただきたいと存じます。「配分の基本方針に係る検討の視点」について御説明いたしたいと思います。政策誘導配分のうち「1 安全管理・施設整備加算の見直しについて」でございます。こちらの方は現状にございますとおり、安全管理・施設整備加算につきましては、例えば防犯などの安全管理対策ですとか、安全担保や環境対策に資するような小規模な修繕など、施設整備に要した費用を補助対象経費として、1校当たり5万円、10万円、もしくは20万円を加算しているものでございます。

検討に係る課題でございますが、他の学種で既にお話しいたしましたように、新型コロナウイルス

ス感染症の拡大による感染症防止対策の徹底が求められている中、保健衛生用品の購入費ですとか、教室等の対策、遠隔授業の実施等に係る設備費等の経費、そうしたもろもろの経費の増加が見込まれております。そこで、この安全管理・施設整備加算の補助対象経費を見直しをいたしまして、従来の補助対象経費と合わせて、こうしたコロナ対策等の保健衛生用品の購入費でございますとか、設備費等の様々な経費、これについてその経費の額に応じて加算をしていきたいというふうに考えておりますので、御審議をお願いするものでございます。

続きまして、下の「2 学校評価公開加算について」でございます。こちらの加算につきましては、平成25年度に新設をしたものでございます。学校関係者評価の実施及び公表を誘導するため、評価結果をホームページで公表している学校に対し、平成30年度は30万円、令和元年度、昨年度は15万円を加算してまいりました。

課題でございますとおり、当該加算は、昨年度は運営費補助金交付対象校の3分の2が加算の対象、加算を受けております。学校関係者評価の実施については、着実に進んでいる状況でございます。また、専修学校のうち専門課程につきましては、国の高等教育無償化の機関認定要件、高等教育無償化の対象となることのできる学校の認定要件の一つに、学校関係者評価の公表というのがございます。こうした中で、学校関係者評価の取組が各学校に定着し、政策誘導配分に係る加算としては一定の役割を果たしたと考えられることから、廃止を検討してはどうかということにつきまして御審議をお願いするものでございます。

専修学校・各種学校の配分の基本方針についての説明は以上でございます。よろしく御審議くださいようお願い申し上げます。以上でございます。

○村田会長 どうもありがとうございました。

ただいま各諮問事項3件通して御説明をいただきましたけれども、それではこの件につきまして御意見なり御質問等ございましたら、発言をお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○委員 すみません。新任で申し訳ない。分からなかった点の質問を先にさせていただきたいと思えます。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 先ほど高等学校の関係で2点ありまして、これは学校からのヒアリングに基づいていろいろと提案をさせていただきますということだったのですが、それはヒアリングは学校からだけなのでしょう。それとも、これは2本柱として、父母の経済的な軽減というのもありますので、父母からのヒアリングはされているのでしょうか。現時点でヒアリングをされていないとすると、今後ヒアリングをする予定があるのでしょうか。このことをまず1つお聞きしたいと思います。

○委員 僕の方が先に質問した方がいいかもしれない。今と多少関連しているので。

○村田会長 そうですか。

○委員 いいですか。

○委員 いいです。もう一つ質問があるのですが、後から質問します。

○村田会長 では、関連ということで。

○委員 まず、そもそも論を確認したいのですけれども、この審議会というのは、要するに資料2に出ている私学助成の2本柱の中での私立学校運営費補助だけについて検討する会議であるというふうに認識していいのかどうか。そして、ということは、この予算に関しては県の議会とか県当局がやることであるから、その中でもって基本的にどういうふうに運営したらいいかということについて審議すると。これが1つ、まず確認したい。

○委員 ありがとうございます。

それと、2つ目の質問です。やっぱり高校関係なのですけれども、コロナウイルスの関係でソフト面の支援をできないかというお話がありましたが、これは助成金の関係なので、この支援という意味は、金銭的な支援だけを指しているという理解でよろしいですね。それが質問です。

○村田会長 分かりました。

では、事務局の方で回答をお願いします。

○事務局 では、いただいた御質問2件ございました。順次お答えします。

1点目でございますけれども、各ヒアリングを行っているのか、学校関係者、それから保護者の方にヒアリングを行っているかという点でございますけれども、配分の基本方針を作成するからどうですかと意見照会はしていないのですけれども、我々は様々な場面で意見交換、ヒアリング等を行っています。学事課の中に学事軽減ヘルプデスクというのも設けておまして、直接保護者の方から様々な御意見をいただくこともございます。そうしたことを踏まえて今回御提案させていただいたものとお考えいただければと思います。

○事務局 すみません。ちょっと途中で入ってしまいますけれども、委員からの前提的なお話がございました。これにつきましては、委員御指摘のとおり、この審議会につきましては2本柱のうちの運営費補助について御審議をいただく場と。ただ、やはり私学助成全体像というのを、ぜひ委員の皆様へ御理解いただいた上で御審議をいただく必要があるということで、父母負担軽減事業補助につきましても御説明を申し上げたところでございます。

○村田会長 では、小寺委員、よろしいですか。

○事務局 すみません。事務局から。

ヒアリングなのですけれども、学校関係者のヒアリングとして、直接電話でお話をやり取りすることもありますけれども、その他、中高協会などの団体を通じて様々な予算要望を上げていただくこともありますし、様々な機会がございますので、そういったところを集約しまして、今回こういった形で御提案させていただいているものでございます。

2点目でございますけれども、今回の提案についてはソフト面の支援はしないのかということか

と思いますけれども、運営費配分の中では、基本的にはお金の支援ということになりますけれども、お金だけではなく、国からの様々な優良事例であったりだとか、そういったものを併せて情報提供をやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員 分かりました。

○村田会長 どうもありがとうございました。

では、その後の……

○委員 もうちょっと細かいレベルでいいですか。

○村田会長 はい。

○委員 すみません。まず一つ、後でデータを教えていただきたいのですが、私立の小中高にあっては、文科省からの補助金と総務省を通した地方交付税の措置額というのがあると思うのですが、それが今年度は幾らであったのか、小中高について教えていただきたいのと、併せて去年から小中高措置額がどのくらい上がっているのかということを知りたい。これが1つ目です。

それから、2つ目が昨年度消費税が2%上がることについて、県が措置をしていただける。何らかの形で措置しますという回答だと思ったのですが、そうしますと私立の小学校と中学校に関しては、生徒1人当たりの単価が、これを見ますと去年と変わらないということですね。ということは、消費税が上がっていても補助額が増えないということは、消費税分は持ち出しであって、去年要するに2%分は措置するというのが、実質的にはできていないということになるのではないかと思います。いかがでしょうかという質問です。

○村田会長 では、事務局。

○事務局 まず、1点目の質問でございます。予算と措置額の対比ということで申し上げますと、小・中・高等学校合算でございますけれども、私学助成予算全体が336億7,431万2千円でございます。これに対する財源措置額でございますが、325億2,092万7千円となっております。県の持ち出し分が11億5,338万5千円となっております。これは令和2年度でございます。令和元年度の財源措置の対比ということでお話ししますと、決算額に対する財政措置がございまして、県の持ち出し額が13億4,719万5千円となっております。

それから、2点目の消費税の質問でございます。消費税の対応というところでお話し申し上げます。恐れ入ります。参考資料の1、6ページをお開きいただければと思います。こちらは高等学校の配分基準でございます。表の中に細かい字なのですが、人件費、教育研究経費、管理経費のうちに配分方法という積算が記載してございます。人件費については、消費税を考慮しないというものになりますので、教育研究経費、管理経費、それから次のページの設備関係経費のところでございます。少し字が小さくて見づらいのですが、一番右側の配分方法の欄の一番下のとこ

ろに、すごく小さな字でプラス消費税増税臨時加算というものを設けてございます。それぞれ教育研究経費、管理経費、設備関係経費にこの文言を設けておりまして、消費税の対応を考えているということでございます。

それから、小学校、中学校は、補助単価が先生御指摘のとおり変わっていませんので、その中で
のんでいただくという形になってございます。

以上でございます。

○村田会長 よろしいですか。

○委員 そうしますと、今の説明で今年度に関しては、国が措置額よりも約10億ちょっと多いということなのですか。

○事務局 はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員 そうしますと、県が生徒1人当たりという計算をするときには、定員内実員で計算しているわけですね。

○事務局 そうです。定員内実員で。

○委員 そうすると、平均の措置額は国が発表している額よりも、埼玉県が生徒1人当たりが多くな
らなければいけないのですけれども、どうして減ってしまうのか。ちょっといいですか。先ほどの
要するに国の地方交付税等と文科省の措置額が325億である。それに対して336億が予算なので、11億
要するに国の措置額よりも多いという説明だったと思うのです。そうすると、11億分多いわけです
から、生徒1人当たりは国が出している標準措置額、今33万ぐらいだったのかな。それよりも多
くならなければいけないと思うのですけれども、どうしてそういうことになっているのか教えていた
だきたい。

○事務局 すみません。今質問の意図がよく分かりました。

今、私が述べた県の持ち出し額につきましては、運営費だけではなくて、私立学校の教職員の福
利厚生補助であったりだとか、父母負担を足し合わせた数字を答えておりました。運営費だけとい
うことであれば、小・中・高等学校については運営費だけでは標準額を下回っていますので、先生
御指摘のとおりかと思えます。

○委員 分かりました。

○村田会長 よろしいですか。

では、そのほかの御質問、御意見。

はい、どうぞ。

○委員 これは高校とか、どれにも当てはまるかなと思うのですが、先ほどリモート授業とか、そう
いったIT化に対する補助金を手厚くするというようなお話があったかと思うのですけれども、も
ちろんそれは反対はしないです。どのような政策に対しても、どれもいいものばかりだと思うので
いいのですけれども、ただし例えば学校の教育方針として、仕方がないからリモート授業をやって

いるところもあるかもしれないで、要するにリモート授業ではなくて、なるべく対面でやりたいという教育方針の学校さんもあると思うので、リモート授業に対する推進という観点だけを重視されるということについてはいかがなものかと思いました。そうではなくて、対面授業を頑張ってやっているというような学校さんに対しても、何らかの名目でもって支援をしていくというような姿勢が必要なのではないかというふうに思いました。

それと、あともう一つ、専門学校さんのところで学校評価公開加算を廃止するというようなお話があったのですが、もちろん必要性が薄まった補助金については、廃止の方向を検討されるというのはいいと思うのです。でも、大体学校さんって来年度の予算とかを組むときには、そういう助成金があるという前提で予算を組んでおられると思うので、もし廃止されるということであれば、前提として前年度とか前々年度ぐらいから、これは廃止予定だということを言っておいていただかないと、予算を組みづらいということがあるのではないかと思います。

また、同じように廃止を検討された方がいいのではないかと思いますものについては、廃止というか、中断というか、海外渡航などのグローバル化に対する助成金の話があったかと思うのですが、これにつきましては現在新型コロナウイルスの関係で、海外渡航という制度自体を一旦中止、見直しするという学校さんが多いと思います。そういった渡航などのための助成金の枠というものを一旦見直して、そしてその部分をほかの助成金に充てていくという検討も必要なのではないかと思います。

以上です。

○村田会長 ありがとうございます。

では、事務局の方、お願いします。

○事務局 先生の御指摘に関連するお話を少しさせていただければと思います。

まず、オンライン授業ではなくて対面する授業にこだわる学校も、私立学校の中には、数校ございます。うちはオンライン授業よりも対面を重視しているという学校の取組に加算すべきだということでございますけれども、その取組を評価する項目としまして、参考資料1の8ページ、上から4つ目に特色教育促進加算というものがございます。一番右列のさらにそこに表の中に表があると思うのですが、10番、学校独自のグローバル人材育成に関わるもの、必ず対面授業がこれに当たるかという、そうでない部分もありますけれども、学校独自の様々な取組を評価するようなものも設けております。今後も様々な検討を加えてまいりたいと思っています。

同じくこの加算の表の中に学校の、上の方を見ていただきますと、海外留学だとか海外研修だとか、外国人留学生の受入れという項目がございます。当然こういった項目は、今回コロナウイルスという状況ですので、海外研修をやる場合は学事課に届出が上がってくるのですが、今年度実は4月から1件も上がって来ていません。こちらについては、取り組んだ学校に対して加算ということになっていますので、やらないならば予算が余るという現状を見越しております。その財源

を使って先ほどのコロナウイルス対策に充てたいと考えております。

以上でございます。

○村田会長 2点目の質問を、専門学校の方。

○事務局 すみません。専修各種学校担当でございます。先ほどの御質問の中で、まず学校評価加算でございますけれども、今回御説明したような趣旨でもって、昨年度30万円から15万円に単価を減らしているというところがございます。廃止をするという予告は、もちろんこの場で御審議いただくものですので、予告はしておりませんが、流れとしては専修学校、おおむね御理解はいただけるものというふうに考えております。

なお、学校評価加算は昨年度15万円で35校に交付しております。また、安全管理施設整備加算については、やはり36校に加算をつけておりまして、現在5万円から20万円ということで昨年度なっていたのですけれども、今年度6月に各学校に照会しましたところ、大分コロナ関係で経費がかかっております。そうしたものも合わせて、今年度専修学校全体としては単価が少し上がっていますが、結果として同じ学校の生徒数で同じことをやっていたのに、なぜか補助額が大きく減ってしまったといったようなことは生じないものと見込んでおります。その上で、今回コロナ等感染症対策に特に手厚くしたいということで考えております。

以上でございます。

○村田会長 どうもありがとうございました。

では、委員。

○委員 意見でございます。

先ほどリモート、対面授業のことなのですが、これは書き方が悪いのであって、要するに休校のときにリモートであるいは対面でやるかではなくて、学校の中での教育をどうするかという観点からいくと、学校でやっている以上はリモートではありませんので、これはICTを活用した授業ですから、書き方の問題だと思うのです。対面授業であっても、ICTは活用しておるのです。そういう意味では画像なんかも、完全にプロジェクターでやった方が分かりやすいわけです。そういう意味での整備を図るということであって、これは対面であっても必要だというふうに私は理解しているのです。

そういう意味で、OECDの中で、日本が一番遅れているということが分かっているわけですから、これはやはり県としたら最優先でやらしてもらわなければいけないことだし、去年も言ったと思うのですが、さらに今家庭の中でのWi-Fi環境の格差というのが非常に大きく出ているのです。これが公立はもっとすごいと思うのですが、私立でも多少問題になっているのです。どんなに学校の中でやっても、家庭に配信したときには無理だ。例えばどういう形でそれを私立学校では運用しているかということ、家庭学習をフォローするという形で、今それをやっているわけです。もっとも家に帰ったときに、ゲームをやっては悪いというのではないですよ。だけれども、や

っぱり一定勉強してほしいので、ある程度今は昔と違ってリモートで、そういうふうな家庭学習なんかもいろいろバックアップすることができるので、そういうときに家庭の環境によってかなり使い勝手が違ってしまいます。ただ、これはここでの課題ではないのですけれども、そんなことも課題としてあるということだけ。今回の趣旨と違うので、そこだけにしておきます。だから、ICTの予算枠がもっとあってもいいのではないかというふうに感じています。

○村田会長 はい。

○委員 事前にこの資料を見させていただきまして、資料ごとに課題が書いてあって、またその課題の中に方向性も示されておりました。ですので、こういったところをこの審議会は議論していきたいのだなということを受け止めながら読ませていただきましたが、まさにこの課題に基づく対策どおりに進めていただきたいということを強く意見として言わせていただきます。

最後に、1点だけ確認なのですが、資料5—1の専修学校の部分です。基礎配分で生徒数割、これはどこのところでも生徒数割が基礎配分であるのですが、特に専修学校の場合、質問を分かりやすくするために事例を申し上げますが、海外から来た留学生と申しますか、専修学校に入ってそのまますぐやめてしまって、多分これは基準日5月1日ですか、5月1日には人がいるのですけれども、その後いなくなってしまうということになる事例があるようにも聞いております。この考え方でいきますと、最初はいるけれども、最後はいなくなると、その部分のカウントがお金がそのところに入ってきたままになってしまって、予算の使い方としていかなものかという、こういう課題があると思っているのですけれども、そういう対策というのはどのように取られているのでしょうか。

○村田会長 事務局。

○事務局 専修各種学校担当でございます。まず、運営費補助金の対象となる生徒数につきましては、年間を通じて出入りございますので、基本的には5月1日時点で押さえさせていただいているというような形になっております。

なお、留学生につきましては、もちろん生徒数の中に対象になってはいますが、留学生の指導という形で、また別途法務省の入国管理局とも連携をいたしまして、各学校にはきちっと授業の出席でございますとか、在留中の生活の管理でございますとか、そういったものを適正に行うように、指導などの機会を通じまして点検指導をしているところでございます。

以上でございます。

○委員 質問の趣旨と答弁が違うのですけれども、私の方は先に5月1日のカウントでお金に来て、入学後実態はいなくなっているわけですから、それは差異があるというのは、税金の使い道としておかしいのではないかと申し上げたのですが。

○事務局 すみません。では、私の方から。在籍の管理につきましては、その後もちゃんとフォローといいますか、特に私立学校の検査ですとか状況の報告を求めていく中で、在籍管理が不適切など

ころにつきましては、その状況を見まして運営費の補助を減額したりとか、そういう形で対応しているところがございます。

以上でございます。

○村田会長 よろしいですか。どうもありがとうございました。

そのほかに。では……

○委員 専修学校、各種学校なのですが、趣旨はよく分かりました。進む方向性。

今、学校関係者評価のところなのですが、教育実践専門課程の中に学校評価が既に入っているの、それは当たり前の話で、それが全国の専門学校約3割程度がこの制度を入れていると。もう一つは、高等教育無償化の認定要件の中の学校関係者評価、これもあるのですが、今国の方では高等教育の認定機関になっているかどうか。それから、もう一つは職業実践専門課程を認定されているかどうか、この2つが専門学校に対するこれからの振興ということで、非常に大きな柱になってくるのです。ですから、その方向性からいけば、お出しになったこれは、私は間違っていないというふうに思います。

今、学校関係者評価なんかやっていない専門学校、各種学校は、この先なかなか厳しいのではないかと。今求められているのは、第三者評価、これをどう学校教育の中に入れるかということが求められているのです。ですから、埼玉県で現状で専門学校、各種学校で第三者評価を入れている学校がどのくらいあるのか、私は知りたいのです。私どもも将来的にはそれを入れようと思っています。そのために職業実践専門課程を取ったわけですから。ただ、それがこれからの振興の大きな3本目の柱に第三者評価が入ってくるのです。ですから、将来的にはその辺りに対する県としての支援制度というものが、恐らく必要になってくるのではないかと。今、お恥ずかしいながら専門学校がそこで第三者評価を入れているのは、うわさですよ、三、四校というのは。私は、実際はどこの学校か知りません。非常に少ないので、これは一つ将来の大きな柱になるかな。それから、職業実践専門課程、これは全国でも取っている学校、約3千校専門学校がありますけれども、そのうちの3割程度ですから、この辺りの評価というのはもっと上げていただいてもいいのかなと、そんな気もします。そんなのを見ていて感じました。

○村田会長 いかがですか、今。

○事務局 専修各種学校担当です。職業実践専門課程については、今は30万円の加算というのをしておりますけれども、今後も取組はぜひ進めていただきたいというふうに考えております。

それと、もう一つ、学校評価のうちの第三者評価についてですけれども、専修学校、各種学校に対しまして、毎年実態調査というのをしておるのですけれども、その中で第三者評価をやっているというふうに御回答いただいたのは3校ございました。また、第三者評価については、評価機関がホームページ等で調べたところ2団体ほどあるようなのですけれども、その評価機関のホームページの中でも、埼玉県内の専門学校が上がっている例がございました。ただ、いずれにしても大変少

数でして、評価を受けるために大体100万とか、やはりそれなりの受審料がかかります。また、法令では学校関係者評価までで、第三者評価についてはまだガイドラインの中で記載されているというような状況でございますので、今後の課題として、本来ですと第三者評価がもっと伸びていけばいいかなというふうには思っておりますので、そのように考えております。

現状は以上でございます。

○村田会長 よろしいですか。

○委員 はい、結構です。

○村田会長 ほかに。

では。

○委員 今回、資料の3-2で見ていきますと、学校独自の新型コロナに対する支援という話が出ていますが、例えばうちの学校で考えた場合に、川越の端にあります川島という町との境にあります。スクールバスを川越、本川越、坂戸、桶川、4地点から出していまして、県の指示でバスに乗っている生徒の割合、座席数に対する割合を8割程度という形の話ですが、それを守ったことで各場所、4地区あるのですけれども、4か所でバスを1台ずつ増便しました。月1台につき100万簡単に言いますとかかかっていまして、学校が始まった6月から月100万で4台ですから、400万です。二月になると800万です。

それから、さっき青木先生がICTのお話ししましたが、ICTに関しては、授業がそれをやらざるを得ないので、生徒に目と耳と、それから教員との、先ほど何をやっても教室の授業に勝るものはないので、ネット授業を何時間やろうと、教室の授業が大優先です。ただし、3月から休校になったときに、生徒たちの情緒というのが一番心配だったのです。

それから、学校を動かしていく上で、世の中の空気が物すごく学校の運営に影響します。本校では3月9日が卒業式だったのですけれども、3月9日の卒業式は中止しまして、朝9時から3時まで教室を開けて、そこで車で来てくれと。スクールバスで来ないで車で。6時間開けておくから、担任に卒業証書をもたらしてくれという話をして、これは今だったら普通にやっていると申すのです。ところが、そのときの空気はやることのできるような空気ではなかったです。それで親たちが協力してくれて車で来て、卒業証書を持って帰りました。3月18日が中学の卒業式だったのですけれども、このときは既に全く学校に来させることも許されない状況だったので、中止しました。

もちろん4月9日のうちの入学式も中止です。県のそのときの流れとして、13日の月曜日から始業式を始めて授業をやる空気が流れていきましたが、本校の校医、それから本校の保護者の方で医師がたくさんいらっしゃるのです、その人たちが私宛てに電話をくれたり手紙をくれたりメールをくれたり、今学校を動かしては絶対に駄目だ。県が動こうが何しようが、私立の独自性を先生がしっかり守って休校にしてくださいという、医師の方はほとんど全員と言っていい方が休校にしろと言っ

ていました。

それで、ICTの件に関して本校で言いますと、新校舎を造ったときに容量というのがある程度の容量は、教室に配る配電盤の容量ではなくて、校舎の本部棟のところまでの容量は、双方向の要するにICTを使って家庭に一斉配信して、家庭からこっちにバックアップ取ることもできたのですけれども、教室内で電源を持っていくと、そこまでこれだけ急激にICT、それからネット授業をやるという準備がこっちでなかったのが、教室から一斉配信して、そしてそれを受けるという容量がなくて、その工事に物すごいお金がかかります。

要は、私が何をここで話したいかという、補助金を申請するときに正しくどこの学校が、埼玉県は私立中学校31校あります。高等学校が通信を合わせると55ぐらいあります。この学校の中で、スクールバスを使っている学校がどのぐらいあるか。実際に増便している学校はどのぐらいあるのか。それは正直にやっている学校と、そうではない学校があるかもしれないです。それはこっちへ置いておいて、要するに補助金を申請するときに項目があつて、どれに該当するのだと。ほとんど事務で担当して、私は目を通しますけれども、事務で目を通していったときに、これだけ臨時支出が多くなっている状況の中で、一体3月の段階でどこの学校の先生がこれを想定して動いているかという、臨時支出の火の車なのです。バスを出す、それからICTの準備をする。追いつかないという形で、これで本校の保護者の方が協力してくれているのは、うちでICTでグーグルクラスルームというものを使って片方の、双方向はやめようと、混乱するから。まずは、授業を時間どおり動かして行って生徒たちが見られるようにして、朝のホームルームからそれをやりました。

それと、あとはプリント、画面は何回見てもいいですけれども、アナログのプリントに書き込むというのが、やっぱり生徒たち、子供たちは安心しますので、それを3月中、4月、5月まで1週間に1回課題を郵送していました。その郵送の便もメール便が安いとかということをしなから、これも予定外の支出がありました。ですので、支出をするときの補助金に関しては、埼玉の独自の補助金が、県議会の先生方もいろいろやってくさっていますので、項目を柔軟に対応できるように、ぜひこれは要望ですけれども、お願いしたいと思っています。よろしくをお願いします。

○村田会長 ありがとうございます。

では、今のは要望ということによろしいですね。

○事務局 しっかり承りたいと思います。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 私は、学校法人様の会計監査なんかにお伺いしているのですが、まさしく新型コロナの影響で先ほど先生がおっしゃったとおり、実は決算書に表れてくる数字というのは、この間の3月のものではなくて、次の3月だと思ふのです。なので、今臨時支出が非常に多いということもそうなのですが、一方で収入の方、要はこれだけ戦後最大の大不況、どんとなってくると、学納金に関して

徴収不能が発生するのではないかというのを私自身想定しています。少し暗い話になってしまうと思うのですが、それはやはり事実だと思うのです。私立学校に入れられる御家庭は、やはり裕福な御家庭が多いとは思いますが、民間企業の決算が株主総会まで遅れて、これで10月以降、あくまでも個人的な予想ですが、リストラですとか、そういったことでいわゆる家計急変みたいなことが、かなり起こってくるのではないかと考えております。その辺もヒアリングなどをしていただいて、柔軟な対応をぜひお願いいたします。ありがとうございます。

○村田会長 ただいまの御意見に対して。

○事務局 いただいた御意見を踏まえて、例えば来年度の予算に反映させるだとか、今年できるものは今年やっていきたいと思っています。今年家計急変ということであれば、確かに生徒さんの方から、先ほど冒頭に申し上げたヘルプデスクを設けて様々な御意見を伺っている中で、授業料の支払いが大変だという保護者の方からたくさんのお問合せをいただいております。そうしたことに少しでも対応するように様々な取組を行っております。よく学校の校則の規定では、3か月滞納すると、場合によっては退学というケースもございます。そうした規定通りの対応ではなくて、滞納理由等よく状況を確認し徴収猶予を検討してほしいということで学校に通知を出しました。学校にお願いするばかりではなくて、我々も当然それに対応するいろんな方策も考えております。学校に対して各種補助金を前倒し交付するなど、様々な対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○村田会長 では。

○委員 今の件に関連してですけれども、2点ほど。

コロナが出てきて、授業料に関してはいろんなところから要請があったので、授業料の滞納については今年度大目に見るという通知は出しております。

あわせて、東京都では各学校が経済的に困った生徒に対する支援をするような、いわゆる奨学金制度をつくる場合の補助金が出るのです。私どもの学校は、東京にも学校があるものですから、その制度をすぐつくりまして、そして何年前かな。26年ですか、私が校長になったときに、これはすぐつくりろという形でつくりまして、今も運営しているのですけれども、おかげさまでそういう生徒が出たときには、もちろん東京都でもやってくれているのですけれども、学校の方が手続上早く対応できるのです。そういう点では、コロナ禍みたいに多くなってしまうと、これは県全体でやってもらわなければいけないとは思っているのですけれども、少ないときにはそういった形があると、学校ごとに県からもそういう場合には補助金が出るよ、それは授業料の軽減に使ってくださいという制度の補助金にしてもらえると、機能的に早くできるというのがあるのではないかと考えておりますので、参考程度に、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○村田会長 今のは参考で申し上げたということでもいいですね。では、よろしいですね。

はい、どうぞ。

○委員 特にコロナ関係で、専修学校、各種学校というのは非常に幅があるものですから、小さい学校から大きな学校。でも、どこの学校でも恐らく何らかの対応はしているだろう。遠隔授業、リモートを含めて、さらに施設整備、Wi-Fiを取り入れる、そういうふうな放送設備の改修とか、様々な取組がなされているのだと思います。そういうことも考えると、この後支援していただける項目については、厳しいかもしれないけれども、かなり細かい項目に分けていただければ、その実態がより分かるのではないかと。支援の幅も広げていただけるのではないかと。大ざっぱなものよりも、さらに細かいところでコロナ対策のために、学生のために、どんなことを学校はやったのかと。授業形態一つ取っても、そういうことについて算定項目をもしやるのであれば、特に専修学校、各種学校等については細かい査定をしないと、そこに支援していただける項目にチェックが入ってこないのではないかとというのが、申し訳ないけれども、私が概略的に専修学校、各種学校を見てそう思います。ですから、その辺の支援をぜひ機会があったらやっていただきたいと、要望でお話をしておきたいと思います。

○村田会長 ありがとうございます。

では、それについて。

○事務局 本日、コロナに対する支援の方向性について討議をいただきまして、今後具体的な制度をつくっていく中で、当然幼稚園、小中高、それから専修学校、各種学校、状況は違うと思いますので、その辺の状況も伺いながら細かい制度設計というのを考えていきたいと思っています。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 資料4-1で令和元年度の運営費補助金の基本方針ということで、これは恐らく令和2年度もこういう形で行くと思うのですが、その中で2ページ後、資料4-2のところに書いてある課題が、園児の納付金の抑制加算の見直しというところなのですが、これが一番下の3行のところ、圏央道以南と以北を今まで分けているのですが、それを分けなくて一本でできないかという逆に問題提起されている形なのです。その二、三ページ後に平成25年度の私学助成園、カラーのページで圏央道の北と南で今までは運営補助単価の金額が違うのです。というのは、たとえば秩父の方では初任給が15万で保育料が2万とか、同じ時期にさいたま市では初任給が20万で保育料が3万とか、そういう大きな地域差があったので、平成25年以前にいろいろ問題があって、それで圏央道を境にして北と南に分けて、それぞれのその地域単価に合ったもので運営補助金を平等に持っていきましょうという経過があったのですが、それが元年度まで続いて、今度2年度はどういうふうにしようかということの提案のようなのです。

まず、学事課さんのお話では、圏央道以北の園数がどんどん減ってきている。これは私学助成園に対しての補助金ですから、認定こども園とか、そういうところがどんどん抜けていったので、圏央道以北の園が少なくなったし、また今度私が思うには、去年の10月から無償化になって、保育料の補助として月額1人2万5,700円、これは地域に関係なしに一律に出ているのです。そうすると、

今まで2万円の保育料を取っていたところが、2万5,700円まで上げても父母の負担にはならない。逆に収入が園の方にプラスになるという形になっているのですけれども、その辺の関係も踏まえて、圏央道をなくして全体にしても構わないと思うのですけれども、それをしたことによって圏央道の南の地域の幼稚園が、昨年同様の運営補助金がもらえるのか、もらえないのかということと、圏央道以北の幼稚園の運営補助金が大体平等に行けるのかどうかというのが、それぞれの園によって給与も保育料も違うので、その辺のバランスが取れば、別に圏央道、境なしにして一本でもいいとは思いますが、ばらつきが出て不利なところと有利なところができたら、これはまずいのではないかという気がしたので、その辺を御検討していただければ構わないかなと思います。

○事務局 今、委員御指摘のとおり、今まで地域差、色分けさせていただいたとおり、地域によって平均額で市町村によって差がありましたので、今まではその差に応じて単価を設定したという形になります。それを改めて、なるべく全県統一の基準でさせていただきたいということになりますと、菊地委員が御指摘にありましたとおり、特に圏央道以南の幼稚園が県平均額と比べて高めの基準額になりますので、高めの基準額が県平均額に統一することによって、低い基準額に充てられてしまうとなってしまうと、今高い基準額が適用になっていた圏央道以南、県南の幼稚園が不利になってしまうのではないかと御指摘なのですけれども、その御指摘はまさにそのとおりでございます。

ただ、いずれにしても今この補助金の制度見直しによって、今まで同じ努力をしていたのに、補助金の制度の計算方法の見直しによって不利になるといったことは、絶対避けないとけないというように考えておりますので、そういった不利が生じないように配慮しながら、具体的な算定方法を考えているところでございます。それは、第2回目のときにお諮りさせて、具体的な算定方法については、頑張っている幼稚園が同じ頑張っている程度で不利にならないように、そういった配慮をした具体的な算定方法については、2回目に御提案させていただきたいと思っておりますが、今学事課の課内の方で、事務方の方で具体的に考えているのは、令和元年度は県北の幼稚園が少なくなってきましたので、こういった実態を踏まえすと、やはり県南の方の幼稚園の平均額にかなり近い形の基準額が出てくるのではないかと考えておりますけれども、そういった県内の実態になるべく近い形で基準額を算定して、各幼稚園にとって方法の見直しでなるべく不利にならない形を、第2回で御提案させていただきたいというふうに考えています。

○村田会長 よろしいですか。

では。

○委員 今の菊地委員の御質問に関連してなのですが、園児納付金の抑制加算を、今回は圏央道の北と南で一つにというふうになるわけなのですが、園児の納付金額と、それから園平均の給与月額、これを5段階でランク、組合せによって補助単価が変わってくるわけでありまして、この納付金額のA、B、C、Dの刻みと、それから職員の給与基準、分け方の根拠、またこれから見直しをされると思うのですけれども、今まで幾らから幾らまでという枠を決める根拠は何だった

のか、それをお伺いしたいと思います。

○事務局 今回の刻みの参考資料の2で、先ほど述べさせていただきました2ページ目にランク表がございますけれども、左側のA、B、C、Dの何円から何円というこの刻みですけれども、根拠という、申し訳ございません、ここのお答えにならないかもしれませんが、A、B、Cで言うとCから補助単価がつくという形になっておりますけれども、そのCの例えば1番の方の県北の方、上段の方のCの36万4,401円から38万3,400円とありますけれども、この38万3,400円というのが、これが県平均額に、このときは消費税がありましたので、消費税分のどうしても値上げしないといけないだろうという加えた額が、この38万3,400円。ほぼ県平均額に近い額、それに消費税、平均額を加えた額ということで、去年設定させていただいております。これを基準額と呼んでいるのですけれども、38万3,400円という基準額が入っているこのCのランクから、刻みは毎年一定程度、85%とか95%とか毎年同じ算定方法で設定しております、この基準額を基にしながらC、B、Aと決めているというところでございます。申し訳ございません。なぜ85%、95%というふうにしているかといいますと、それについては、与えられた予算で配分を行おうといったときからの逆算で決まっているところかもしれません。明確な85%、95%という根拠は、予算の都合というところが大きいかなと思っております。

○事務局 ちょっとよろしいでしょうか。補足といたしますか。

○村田会長 はい。

○事務局 先ほどの御質問にも関係するところでありますけれども、この園児納付金抑制加算の見直しに当たりましては、まずその基準額、平均額の取り方というものが一つはポイントになってくるのかなと。例えばいろんなやり方がございまして、単純平均でやるのか、あるいは園児数を用いた加重平均でやるのか、それによって多分その平均額というのが大分変わってくるのだらうと。その辺も見ながら、あといわゆる階段の部分、菊地委員の御質問の中にもありました例えば秩父の方で非常に人件費が低いところが、また逆にその基準がなくなることによって、余り大きくなり過ぎるのもどうなのかというふうな多分御意見もあろうかと思っておりますので、その階段をどういうふうに組んでいくか、根拠も含めて、その辺をしっかりとシミュレーションをしながら検討させていただければというふうに考えております。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 ありがとうございます。去年の10月から保育料無償化になりましたので、父母負担の軽減ということと、今度は抑制加算をどういうふうにバランスを取っていくかというのは、すごく難しいのではないかと思いますけれども、ぜひ知恵を出していただいて、補助金を受けるところが、これならいいだろうというような仕組みをぜひつくっていただければと思います。

○村田会長 では、よろしいですね。

ほかに。

はい、どうぞ。

○委員 ICTの話は先ほどからもいろいろと出てきているので、確認になるのですけれども、資料の3-2のところの課題の最初のところで機器整備を終えた学校というような認識、いろいろヒアリングを行った結果という話なのですけれども、恐らくは機器も必ずしも、取りあえず最低限、もしかしたらどんどん新しいものが出てくるので、対応が難しいのだと思いますので、機器とかソフトとかあるいは基盤を含めて、恐らく今までは機器だけだったのをソフト面の支援も加えてということだと思うのですが、幅広く学校に応じた形で機器、ソフトあるいは基盤整備を含めた広く対応できる形でお願いできればと思っています。

あと、もう一点、政策誘導配分で特色教育促進加算というのが行われていて、具体的には参考資料を拝見しますと、細かい項目として挙がっているのですが、政策的なということで、それぞれの県としてどういうところを推進していこうかということになるのだと思うのですけれども、例えば今社会全体としてキャリア教育の推進が非常に強く言われているのですが、拝見しますと余りキャリア教育のことは入っていないくて、その他として学校独自にしてもグローバル人材、グローバル人材の場所も広ければキャリア教育になるのかもしれないのですが、そういうようなことも含めて考えていただければと思います。

○村田会長 事務局。

○事務局 まず、ICTの方ですけれども、基本的にICTの機器整備について、全部ではないのですけれども、おおむねのところは国の補助制度というものがございます。ただし、国の補助制度も一度に、今回こういった事態なんかありますと、一気に学校の申請が殺到すると、国の予算は当然限りがありますので、要は本来2分の1のところ、補助金が欠けてしまって交付されるというケースが往々に想定されます。その対策としてその穴埋めをする県の予算も設けてございます。まずは、それらを使っていただくのが大前提かと思っておりますけれども、委員御指摘のICTの推進については様々な方策も、今後、検討してまいりたいと思っております。

それから、キャリア教育については、現状、「学校独自の取組」のところでは評価する形になります。今後、様々な形の中で検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○村田会長 ありがとうございます。

では、今のよろしいですね。

そのほか。はい。

○事務局 様々な御意見を本当にありがとうございました。特に先ほど来お話ございましたように、各学校ではそれぞれコロナの影響を大きく受けられているという話をいただきました。運営費補助金の配分につきましては、こうした影響を踏まえてきめ細かな制度設計をしてほしいというようなお話を頂戴しておるところでございます。この点非常に重く受け止めております。丁寧な対応を心

がけてまいりたいと存じます。

それから、またコロナによる生徒の修学の継続への影響につきましても、十分配慮すべきだということも私ども重く受け止めさせていただきたいと存じます。幸いといいたいでしょうか、今年予算につきましては、議会の御理解、御協力をいただきまして、資料にございましたとおり年収720万円未満の世帯までは、授業料の実質無償化というのが実現できる父母負担軽減措置を確保させていただいております。もとより、お金はあってもそういう家計急変の世帯、それがうまく使われないようでは、最初の予算の趣旨というのがかかないませんので、こちらにつきましてもぜひ柔軟に対応しつつ、生徒が授業料を払えないということで学校をやめざるを得ないとか、そういうことが生じないように全力で取り組んでまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○村田会長 どうもありがとうございました。

では、委員の皆さんからはよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○村田会長 では、ただいま委員の皆様方から様々な貴重な御意見をいただきました。これらの御意見を踏まえまして、次回の審議会に向けて事務局で精査した上で、令和2年度運営費補助金配分の基本方針の案を整理していただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で議事は終了いたしました。

議事の進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

11 閉 会

○司会 委員の皆様方におかれましては、貴重な御意見をありがとうございました。

最後に事務連絡ですけれども、次回の審議会日程についてでございます。次回の審議会は、9月上旬から9月中旬までの間で開催することを今予定しております。つきましては、本日お手元に日程調整のためのアンケートを配付させていただいております。本日、この場で御記入いただいても構いませんし、後日郵送なり事務局まで御案内いただいても構いません。ぜひよろしくお願いいたします。アンケートを集約でき次第、次回の開催日程については御連絡を申し上げたいと思います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。長時間にわたり熱心な御議論、御審議をいただき、誠にありがとうございました。

(2時間07分)